ふくい学生ミニチャレンジアイディアコンテスト募集要項

１　事業の趣旨

学生が主体となって始める新たな活動を応援し、福井の地域課題解決や活性化につなげるとともに、チャレンジしやすい環境づくりに寄与する。

２　事業主体等

（１）事業主体　福井県

（２）採択審査　ふくい学生ミニチャレンジアイディアコンテスト２０２５審査委員会（以下「審査委員会」という。）

３　応募資格

次の（１）～（９）をすべて満たす者とする。

1. １５歳以上（中学生を除く）～２５歳までの学生であること
2. １８歳未満の者は保護者からの同意を得ていること
3. 全員が該当年齢内の個人、グループおよび団体（任意団体を含む）であること※営利法人の応募は不可
4. プランを確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること
5. 個人情報を適切に管理する能力・体制を有すること
6. 宗教的活動または政治的活動を目的としていないこと
7. 公序良俗に反する活動を行っていないこと
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと
9. 県からの照会や連絡に対し、速やかな連絡や回答ができる体制を有すること

４　対象となるプラン

　　　次の（１）～（４）をすべて満たす活動プランとする。

1. 新たに開始する活動プランであること
2. 事業規模２０万円以下（助成金３万円含む）の活動で下記のいずれかに該当すること

・福井への愛着や誇りを醸成するもの

・若者が活躍できる場の創出

・人との交流を促進するもの

・福井の魅力を広く発信するもの

※生徒が学校における授業の一環として実施するものは除く

（３）営利活動を目的としていないこと

（４）採択日以降に開始し、令和８年３月１０日までに終了する活動であること

５　対象経費

　　　事業実施に必要な経費

　　※ただし応募団体の構成員への報酬、謝金、賃金、飲食費用は対象としない

６　支援金

支援金の交付総額は３万円とし、採択された個人または団体（以下「採択者」

という）に交付する。

７　応募募集期間、応募の手続

　　　募集期間内に、電子申請応募フォームに入力および応募シートを添付し提出すること。

（１）募集期間、提出物

応募はこちらから

　　ア　募集期間

1. ５月１５日～６月１５日
2. ７月　１日～８月３１日
3. ９月１５日～１０月３１日

　　　　イ　応募フォーム

　　　　　　下記の福井県電子申請システムより入力し、回答すること

　　　　　　<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Y3S6b0TF>

　　　　　　※回答内容に誤りのないようご確認ください。

ウ　提出物（「イ 応募フォーム」に添付すること）

　　・応募シート

（２）提出物の不備修正について

提出物に明らかな不備等がある場合、県から指摘することがある

（３）問い合わせ先

福井県県民協働課　県民・若者活動支援グループ

　E-mail：kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

ＴＥＬ：０７７６－２０－０２３７

８　審査・選定方法

（１）審査委員会

採択プランの審査および選定は、県が別途定める審査委員会が実施する

（２）審査基準

６つの評価項目（①公益性、②主体性、③創造性、④協働性、⑤実現性、⑥発展性）を軸として、応募シートの内容を加味しながら審査を行う

（３）審査方法

書類審査とする

（４）結果発表

書類審査後下記日程にて結果発表をメールにて通知する

1. ６月３０日頃（概ね８件採択予定）
2. ９月１５日頃（概ね８件採択予定）
3. １１月１５日頃（概ね４件採択予定）

９　採択後の支援金の支払い

採択者は採択決定後速やかに、以下の書類を県に提出すること

・支援金交付申請書（様式１）

・支援金交付請求書（様式２）

・同意書（様式３）

　　　なお、採択後は翌日から活動開始することは可能だが、支援金の交付は上記書

類を受理後１か月程度要するため注意すること

10　事業終了後について

　　　採択者は事業終了後速やかに、以下の書類を県に提出すること

　　　　・事業報告書（様式４）

　　　　・収支報告書（様式５）

11　支援金の返還

次に掲げる場合は、支援金の返還をさせることがある。

（１）プランの内容を実施しない場合

（２）令和８年３月１０日までにプランが終了しない場合。ただし、やむを得ない事情により終了時期を延長する場合には、事前に事業の変更内容について県民協働課に相談し、実施時期を調整すること

（３）提出物の記載事項に虚偽および重大な誤りがあった場合

（４）本募集要項に定める事項を遵守しない場合

（５）その他支援金の返還が適当と県民協働課が認める場合

12　その他留意事項

（１）県や県の事業を実施する団体の制度で他に補助金等を受ける場合は、本事業の支援対象としない

（２）県以外の他の制度で補助金や支援金等を受ける場合にも、本事業の支援対象とする。ただし、総事業費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額を支援金額の上限とする

（３）本事業は自ら活動するプランを支援するものであり、支援金以外の県および県関係機関からの支援または協力を前提としたプランとしないこと

（４）採択されたプラン実施にあたっては、採択者が作成するチラシやホームページ等において、本事業の採択を受けて実施していることを明示（記載例：「ふくい学生ミニチャレンジコンテスト２０２５採択事業」）するとともに、マスコミ等の取材の際にも本事業の採択を受け実施していることに言及すること

（５）採択されたプラン実施にあたっては、法令、条例、規則等を遵守すること

（６）予算上限に達した場合は事業を終了とする

（７）同じ団体でも年度にかかわらず３回まで申請することができる